第２号議案　　定款一部改定の件

定款一部改定（案）について

公益社団法人唐津法人会　定款変更新旧対照表

現行定款	変更案
第４章　総会 （招集） 第 14 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2　正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 3　総会は、開催の日から少なくとも１週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。 第 15 条～第 18 条　《省略》 第５章　役員 第 19 条～第 25 条　《省略》	第４章　総会 （招集） 第 14 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2　正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 3　総会は、開催の日から少なくとも１週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。<u>なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとることもできる。但し、会員の請求があったときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。</u> 第 15 条～第 18 条　《省略》 第５章　役員 第 19 条～第 25 条　《省略》

現行定款	変更案
第6章　理事会 第26条～第29条　《省略》 （決議） 第30条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事懇過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第6章　理事会 第26条～第29条　《省略》 （決議） 第30条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事懇過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見做す。但し、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

定款変更理由

第4章　総会

（招集）

第14条第3項に、総会参考資料等について、電子提供措置を取ることもできる旨を定めるもの。

理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が改正され、総会開催前に決算書等総会参考資料等をホームページに掲載（電子提供措置）する場合、定款にその旨を定める必要があるとされたことから、定款の一部改正を行うものである。

なお、法の施行日が令和4年9月1日であることから、付則に実行日を同日とすることを定める。

付則 第14条第3項の改正については、実行日を法の施行日である令和4年9月1日とする。

第6章　理事会

（決議）

第30条に第2項として次の規程を加える。

前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見做す。但し、監事が異議を述べた場合はこの限りではない。

参考

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条

理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものと見做す旨を定款で定めることができる。

理由

爆発的感染拡大や大規模自然災害等により、期限内に理事会の開催ができない、又は理事会が不成立となる可能性がある場合に備えて、書面等により意思表示を求め、理事会決議とすることができる手段を確保しておく必要があるため。